

かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画 概要版

一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の減量化・資源化や、適正な処理を推進するための基本的な方針を示しています。本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の二つで構成しています。

また、第4次茨城県廃棄物処理計画や第2次かすみがうら市総合計画等の関連する上位計画及び諸計画との整合性を図ります。

本計画は前回（平成27年3月）の中間目標年次を迎えたことに伴い改定するもので、計画期間は令和2年度を計画初年度とし、中間目標年次を令和6年度、計画目標年次を令和11年度に設定します。

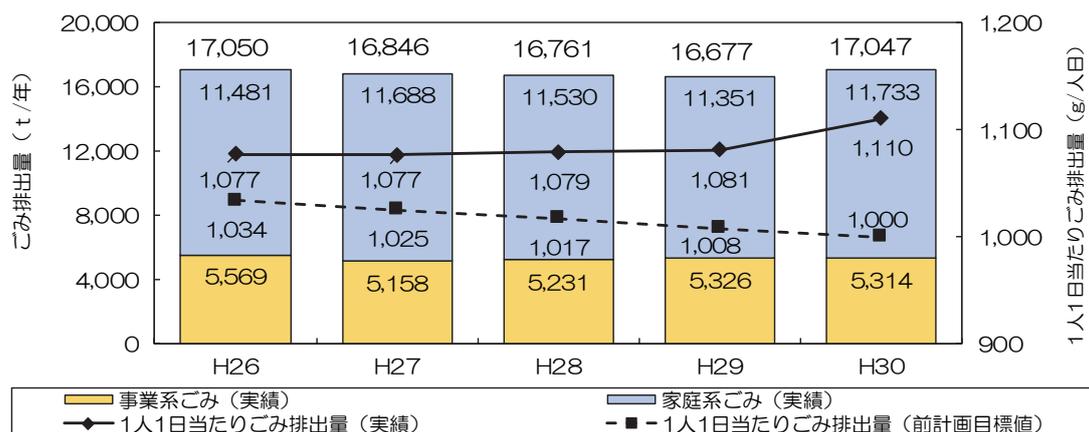
ごみ処理基本計画

かすみがうら市のごみ処理の現況

◆ ごみ排出量

家庭系ごみは、増減を繰り返しながら推移しており、平成30年度の排出量は11,733tとなっています。事業系ごみは平成26年度から平成27年度にかけて411tが減少しましたが、平成28年、29年度は前年より増加し、平成30年度は再度減少に転じ5,314tとなっています。

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、前計画目標値と比較すると目標未達となっており、平成30年度では目標値に対し110g/人日多くなっています。



◆ 資源化率

資源化率は平成28年度まで減少していましたが、草木の資源化を開始した平成29年度以降は資源化率が向上し、前計画目標値を上回って推移しています。

資源化率	H26	H27	H28	H29	H30
実績値	21.8%	20.6%	19.8%	22.5%	22.6%
前計画目標値	20.9%	20.9%	21.0%	21.1%	21.1%

ごみ処理に関する課題の整理

(1) ごみの排出における課題

- ・ごみの発生抑制や分別排出ルール of 徹底
- ・新広域ごみ処理施設の稼働に合わせた分別区分の見直し

(2) 中間処理における課題

- ・環境クリーンセンターの適切な維持管理
- ・新広域ごみ処理施設の構成市町及び同施設組合と協力した安定的な処理の実施

(3) 資源化における課題

- ・資源化率のさらなる向上
- ・資源ごみの分別排出の徹底

(4) 最終処分における課題

- ・最終処分量の低減化
- ・溶融処理の促進や将来にわたる最終処分先の確保の検討

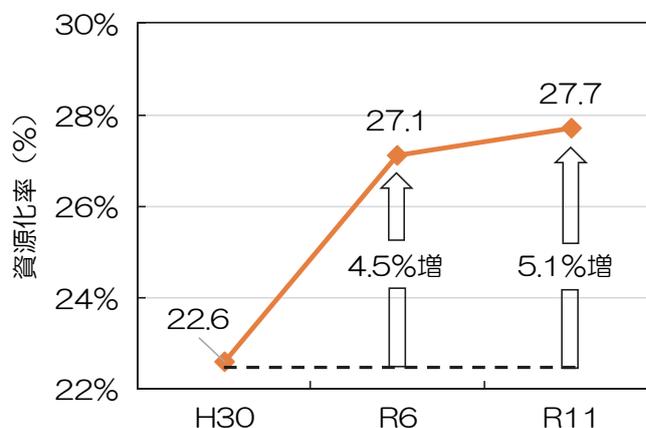
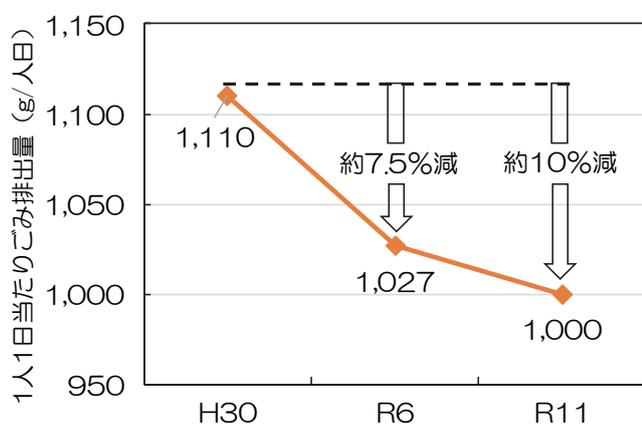
ごみ処理基本計画

◆ 基本理念

みんなでごみゼロ大作戦！
～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～

◆ 目標

現在（平成 30 年度）		中間目標年次（令和 6 年度）		計画目標年次（令和 11 年度）	
1人1日当たり ごみ排出量	1,110 g/人日	1人1日当たり ごみ排出量	1,027 g/人日	1人1日当たり ごみ排出量	1,000 g/人日
資源化率	22.6%	資源化率	27.1%	資源化率	27.7%



◆ 基本方針

<p>基本方針 1：市民・事業者・行政の役割分担によるごみ発生抑制・資源化の推進</p>
<p>市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して発生抑制、減量化・資源化を推進していくための協力体制づくりを推進します。</p>
<p>【施策・計画】</p> <p>(1) 市民・事業者・行政の協力体制づくりの推進</p> <p>①地域組織・ネットワークを活かした協力体制の構築・強化</p>
<p>基本方針 2：効率的な資源循環システムの構築</p>
<p>市民・事業者が参加しやすく、円滑な資源回収が行える仕組みを作るとともに、効率的な収集・運搬体制の整備を行います。近隣市町で新たな広域ごみ処理施設の整備・運営を行い、最適な処理・処分体制を構築します。</p>
<p>【施策・計画】</p> <p>(1) 排出抑制の推進</p> <p>①指定ごみ袋の導入 ②事業系ごみの発生抑制・資源化 ③容器包装廃棄物などの発生抑制・資源化 ④食品ロス対策の推進 ⑤生ごみの減量・堆肥化の推進</p> <p>(2) 教育・啓発活動の充実</p> <p>①環境教育・環境学習の実施 ②情報提供 ③分別ガイドの作成及びごみカレンダーの見直し ④野外焼却（野焼き）禁止の周知</p> <p>(3) 再生利用の推進</p> <p>①集団回収の推進 ②分別区分の徹底 ③グリーン購入の推進 ④エコ・ショップ制度の推進</p>
<p>基本方針 3：環境の負荷を抑えたごみ処理事業の推進</p>
<p>排出抑制、循環的利用を徹底したうえで、なお循環的な利用が行われないものについては適正に処理を行います。廃棄物をより適正に処理していくために、災害廃棄物の処理体制の構築や不法投棄対策、将来にわたる最終処分先の確保検討などを推進していきます。</p>
<p>【施策・計画】</p> <p>(1) 収集・運搬計画</p> <p>①収集・運搬体制の継続</p> <p>(2) 中間処理計画</p> <p>①環境クリーンセンターの運転・維持管理 ②新広域ごみ処理施設の整備・運営 ③焼却残渣の資源化 ④プラスチック製容器包装の資源化 ⑤草木類の資源化</p> <p>(3) 最終処分計画</p> <p>①埋立対象ごみの適正管理 ②最終処分場の確保</p> <p>(4) その他のごみ処理に関する計画</p> <p>①災害廃棄物の処理体制の構築 ②不法投棄防止対策の推進 ③処理が困難な廃棄物の対応</p>

生活排水処理基本計画

生活排水処理の課題の整理

(1) 生活排水処理普及率における課題

- ・生活排水処理普及率の100%達成に向けた下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の維持と加入促進

(2) 収集・運搬計画の見直し

- ・浄化槽汚泥量及びし尿発生量の変化に対応した収集・運搬計画の検討

(3) 主要河川の水質における課題

- ・河川（一の瀬川、菱木川、恋瀬川）の水質管理
- ・生活排水処理施設及びし尿処理施設の適正処理の確認
- ・市民に対する啓発

生活排水処理計画

◆ 基本理念

快適な水環境を創造するまち ～ふるさとの豊かな水環境を目指して～

◆ 目標

現在（平成30年度）		中間目標年次（令和6年度）		計画目標年次（令和11年度）	
生活排水処理普及率	91.7%	生活排水処理普及率	94.3%	生活排水処理普及率	96.9%

◆ 基本方針

基本方針1：市民・事業者・行政の役割分担による生活排水の適正処理の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識するとともに、下水道、合併浄化槽への接続の重要性を周知し、生活排水の適正処理に努めます。

基本方針2：水環境の向上のための普及啓発活動の推進

豊かな水環境の創出のため、家庭及び事業所で使用している単独浄化槽、くみ取りからの下水道接続、合併浄化槽への転換・新設に関する普及啓発活動等を行います。また、公共下水道及び農業集落排水施設整備区域外では生活排水処理普及率拡大のため、合併処理浄化槽の普及拡大を目指すとともに、浄化槽設置者への適正管理に関する呼びかけ等を行い、維持管理水準の向上を目指します。

基本方針3：安定したし尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理処分体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の収集量を整理・把握し、収集運搬体制の適宜見直しを図ります。また、量的、質的变化に対応した整備を実施し、安定的な処理を行います。